

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。  
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

タイトル	<p>Joint Implementation Supervisory Committee (JISC): Question and Answer Session</p> <p>共同実施監督委員会 ( JISC ): Q&amp;A セッション</p>
主催	<p>国連気候変動枠組条約 ( UNFCCC ) 事務局</p>
日時	<p>11 月 7 日 ( 火 ) 14:00 ~ 14:45</p>
主要討論者	<p>Daniela Stoycheva 氏 ( JISC 議長 ) James Grabert 氏 ( UNFCCC 事務局 ) その他 JISC メンバー</p>
傍聴者	<p>約 50 名</p>
目的	<p>共同実施監督委員会 ( JISC ) が、これまでの作業計画と進捗状況を報告・説明し、聴衆からの質問に答える。</p>
発表の概要	<p><u>Daniela Stoycheva 氏 ( JISC 議長 ) 「共同実施監督委員会 ( JISC ) の作業状況」</u> :</p> <p>まず 2006 年 10 月 26 日に JISC の確認手続 ( いわゆる JI 第 2 トラック手続 ) が正式に開始されたことを報告した。JISC がその活動を始めてから、9 ヶ月弱で手続開始までに至った。</p> <p>続いて、JISC の歴史として、2005 年の COP/MOP1 で JISC が設立され、第 1 回会合を 2006 年 2 月に開催して以降これまでに 5 回の会合を開催し、加えて 1 回の JI 専門ワークショップを開催した。JISC 会合は、その議論・審議過程において透明性を重視している点を強調し、会合のインターネット放映 ( ウェブキャスト ) と会合審議文書と報告書のウェブ公開を行っている。2006 年中に行う作業予定は、非常に密度の高いものであったが、その作業をすべてこなし、前述のように 10 月 26 日に JI 第 2 トラック手続の開始を行うに至った。JISC の作業の結果の一部である JI のプロジェクト設計書 ( JI-PDD ) 様式案などは、COP/MOP2 において承認を求めている。</p> <p>JISC に課されている任務は、COP/MOP への勧告・報告、第 2 トラック手続の監督 ( AIE による決定に対する審理 )、PDD 様式及びその利用者用ガイドラインの策定、ベースライン設定及びモニタリングの基準に対するガイダンスの作成、独立組織 ( IE ) の認定とその手続基準の策定、及び管理面の諸作業 ( JISC の手続規則や JISC 管理計画の作成、JI 第 2 トラック手続にかかる料金規定の策定、及び専門家の利用など ) である。</p> <p>2006 年には JISC 会合を 5 回、JI 専門ワークショップを 1 回開催したが、2007 年の予定としては、JISC 会合を 4 回か 5 回、JI 専門ワークショップを 2 回開催する予定であるが、JISC 会合の開催回数は資金の状況次第である。2007 年の初回の会合で、JISC 議長・副議長の改選があり、次回の議長は非</p>

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。  
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

附属書 国から選出されることとなっている。

2006年の5回のJISC会合で、2006年の作業計画とされていた諸事項(管理的事項、PDD策定、第2トラック手続に必要な諸規定、IEの認定、ベースライン設定及びモニタリングの基準に係るガイダンス、小規模プロジェクト、料金課金規定、及びCOP/MOP2への報告作成)はすべて完了した。

JIについての現状については、まずIE認定手続を開始するに当たり、10月6日に事務局から、認定独立組織(AIE)として暫定的に活動できることとなっているCDMの指定運営組織(DOE)に対して、JIのAIEとなる意向について質問を送ったところ、12社からAIEとなる意向が表明され、うち3社からはすでに認定申請を受領している。また10月26日にJI第2トラック手続が開始されたが、これまでにすでに4件のPDD(ウクライナ1件、ブルガリア1件、ロシア2件)が事務局に提出され、UNFCCCウェブサイト上に公開されている。現在そのPDDに対するパブリック・コメントを受け付けている。さらに、附属書I締約国のうち、13ヶ国(オーストリア、ブルガリア、カナダ、チェコ、フィンランド、ドイツ、オランダ、ルーマニア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、ウクライナ、イギリス)からその指定担当機関が事務局に通知され、さらに8ヶ国(オーストリア、ブルガリア、チェコ、ドイツ、オランダ、ルーマニア、ウクライナ、イギリス)からはそのJIプロジェクト承認の国内手続についても事務局に通知されている。(11月1日現在)

JISCの2年目の活動も非常に内容が多く密度の高いもので、時間的制約の下で勤めていかねばならないが、現在の最大の懸案事項はJISCの活動にかかる資金が不足していることである。現在の料金課金体系では、2009年まではJISCの活動にかかる資金をその料金によって賄うことができない状況である。その不足金額等の詳細については、事務局から報告があるが、JISCとしてはCOP/MOP決定(決定10/CMP.1段落6)に述べている附属書I締約国からの自発的な任意拠出(特に附属書II締約国からの拠出)をいただきたい。

James Grabert氏(UNFCCC事務局JI担当課長)「JI活動の財政状況」:

JI活動を支援するために拠出を約束した締約国とその金額、及び現在までの拠出状況を説明する。

締約国	拠出約束金額	既受領額	未受領額
オーストリア	4,922	1,650	3,272
ベルギー	10,297	10,297	0
カナダ	656,252	156,252	500,000
EC	310,000	224,359	85,641
フランス	60,000	63,550	0
アイルランド	8,075	8,075	0
ルクセンブルク	1,000	1,000	0

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。  
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

ルクセンブルク	1,000	1,000	0
オランダ	50,229	50,229	0
ノルディック評議会	24,590	0	24,590
ノルウェー	300,000	300,000	0
スロベニア	1,907	1,907	0
スペイン	57,050	57,050	0
イギリス	140,000	140,000	0
<b>合計</b>	<b>1,654,308</b>	<b>1,044,356</b>	<b>613,503</b>

財政状況は、支出に充当される補完的活動予算とコアプログラム予算は計 440 万 US ドルであるのに対し、収入額はコアプログラム予算に加え、2005 年度からの繰越と締約国からの任意拠出（受領済み分）により計 230 万 US ドル弱である。したがって、実際上は 210 万 US ドルが不足していることとなる。ただし、任意拠出の未受領分を収入に入ると考慮すると、理論上は 150 万 US ドルの不足となるが、いずれにしても多額の資金不足であるのが現状である。

したがって、2007 年の JI 関連の予算は危機的状況にある。現在までに受領済み分のみを予算として考慮した場合には、JISC は第 7 回会合以降が開催できず、さらに JI 第 2 トラック手続関連作業（IE の認定や PDD 決定の評価・審理）も制約される。たとえ、すべての約束拠出分を受領できたとしても、2007 年の第 2 四半期以降には JI 活動を補助することができなくなるというのが現状である。したがって、緊急に追加的な資金が必要である。

質疑応答

要望 1 (IETA): これまでのように、簡潔な手続を維持してもらいたい。

Q2 (IETA): ERU や AAU の移転について、JISC から何らかのガイダンスや指示を提示するのか？

A2 (Stoycheva 氏): CDM 理事会は、その任務として CER (認証排出削減量) の認証・発行が含まれているが、JISC は ERU を認証する (certify) ことがその任務とされていない。JI プロジェクトを経て行われる AAU から ERU への転換・移転は、各締約国がその責任においてすべきことであると認識している。

Q3 (DNV): パイプラインにある JI プロジェクトはどれくらいと評価しているか？それらのプロジェクトを処理するにあたって、予定されている会合の回数で十分か？

A3 (Stoycheva 氏): 現在のところ、200 ~ 550 件の JI プロジェクトを想定している。ただし、JI には第 1 トラックと第 2 トラックがあり、JISC が監督することになる第 2 トラックにどれだけの締約国が参加することになるのか

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。  
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

	<p>は現時点では明らかとなっていないという点に留意する必要がある。また、第 1 トラックとなったホスト国が、第 2 トラックを選択することも認められており、その点も注目していかなければならない。</p> <p>Q4 (ポルトガル): JI 専門ワークショップの具体的な内容はどのようなものか? 資金不足の影響は具体的にどのようなものか?</p> <p>A4 (Stoycheva 氏): 2006 年 3 月に第 1 回目を開催し、2007 年 2 月中旬の第 2 回目は指定担当機関と独立組織 (IE) を優先的に招聘し議論する予定である。</p> <p>Q5 (Point Carbon): JI-AP の開催にも、報告された資金不足の影響は関係するのかわ?</p> <p>ERU の発行について、各締約国の国内承認手続 (承認文書の発行) が必要となるか?</p> <p>A5 (Stoycheva 氏): 現在の財政状況では、2 回分の会合について開催が確保されているが、それ以降は未定である。</p> <p>A5 (Børsting 氏): ホスト国と投資国の承認状 (Letter of Approval) の発行は、プロジェクトに対するものであり、クレジット購入契約書 (Purchase Agreement) ではない。</p> <p>Q6 (コンサルタント): JISC の第 1 トラック手続はより信頼度が高いと言ったが、どのように第 1 トラックになるか第 2 トラックになるかが決まるのか?</p> <p>A6 (Stoycheva 氏): JI には、第 1 トラックと第 2 トラックがあり、ホスト国が京都メカニズム参加資格を有しているか否かによっていずれのトラックとなるかが決まる。具体的には、6 つの参加資格要件全てを満たしている場合は第 1 トラック、3 つの要件のみを満たしている場合は第 2 トラックとなる。</p>
資料	<p>&lt; 会場配布資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• プレゼンテーション資料 ( <a href="http://regserver.unfccc.int/seors/reports/archive.html">http://regserver.unfccc.int/seors/reports/archive.html</a> で入手可 )</li> </ul>

文責: 元田 智也 (GEC) / 森實 順子 (OECC)